

日本訪問リハビリテーション協会 認定訪問療法士 要綱 細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本訪問リハビリテーション協会（以下、本協会）が認定する訪問療法士の要綱を実施するために必要な研修の細目ならびに認定の新規および更新申請等に関し、必要な事項を定める。

(認定研修会の内容等)

第2条 要綱第4条第2項から第4項の内容等は、次に掲げるとおりとする。

- 2 第2項の認定基礎研修会は、訪問リハビリテーション総論および制度、インタビュー法、リスク管理、多職種連携など講義およびグループワークとし、2日間の計12時間30分の履修時間とする。
- 3 第3項の認定技術研修会は、フィジカルアセスメント、住宅環境調整、リスク回避のKYTおよび演習、精神・認知・摂食嚥下・呼吸障害、一次救命処置などの実技を主とし、2日間の計13時間の履修時間とする。
- 4 第4項の認定応用研修会は、リーダーシップ、研究法、管理運営、疾患別の事例提示、グループワークとし、2日間の計12時間30分の履修時間とする。

(認定研修会の受講申込み要件)

第3条 要綱第5条に定めた受講申込み要件は、次に掲げるとおりとする。

- 2 第3項第1号の5年以上の実務経験とは、各国家資格取得後、その資格を依拠に医療機関、介護保険施設および教育・自治体機関、その他機関等にて従事した年数が通算5年以上とする。なお、当該国家資格に依拠しない業種への就業期間およびその他未就業期間（休職、産前産後・育児休暇など）は、通算年数に合算しないものとする。
- 3 第3項第2号の訪問リハビリテーション活動の実務経験とは、介護保険制度もしくは医療保険制度における医療機関、訪問看護ステーション、老人保健施設から実施する訪問リハビリテーション活動をいう。なお、実務経験の通算年に常勤および非常勤、兼務等の勤務形態等は問わないものとする。

(受講申込み手続き)

第4条 要綱第5条を満たした者は、定められた期間内に受講申込み手続きをする。また、認定技術研修会の受講申込みは、次に掲げる様式を提出するものとする。なお、要綱第4条の認定研修会は、第2項、第3項、第4項の順に受講するものとする。

- 2 履歴書（様式1）
- 3 就業証明書（様式2）
- 4 認定基礎研修会受講証明書の写し（交付を受けた者に限る）

(認定申請の手続き)

第5条 要綱第7条を満たした会員は、要綱第4条第4項認定応用研修会受講後100日以内に、次に掲げる様式を提出する。また、認定審査料は、11,000円(税込)とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。

- 2 認定訪問療法士申請書(様式3)
- 3 事例報告書2事例(協会ホームページにて登録)

(認定更新の要件および申請手続き)

第6条 要綱第10条認定更新は、要綱第9条の期間、継続して会員であることと次に掲げる様式を申請手続き期間に提出する。また、認定更新審査料は、11,000円(税込)とし、本協会指定の口座に振り込む。なお、振込み手数料は、申請者負担とする。

2 更新要件

認定訪問療法士の有効期間内に100ポイント以上取得し、更新ポイント記録用紙とそれを証明する書類を提出する。認定更新を申し込む際に事例報告書または活動報告書は、1度の更新につき合計で2例まで登録することができる。報告書は1例20ポイントとして加算することができる。ただし、審査時に査読を行い、合格した場合のみポイントとして加算される。修正再提出を求められた場合は再提出し、再度審査を受ける必要がある。

なお、制度変更移行期間措置として、令和8~11年度の更新者には更新ポイント20ポイント加算する。

3 提出様式

- (1) 認定訪問療法士申請書(様式3)
- (2) 更新ポイント記録用紙
ポイント記録用紙の提出は必須(ホームページ記載有無についても記録用紙に記載)
- (3) 演題発表ポイントを使用する場合
各学術大会発行の演題発表抄録(学術大会名がわかるもの)の写しを1部
学術大会名の記載がない抄録の場合は、学会プログラムや抄録表紙など大会名がわかるものを抄録と一緒に提出(ただし、対象の学術大会は認定訪問療法士の有効期間内のもの)
- (4) 事例報告書もしくは活動報告書を提出する場合
「研修・大会案内」申し込み完了後、ホームページより登録

- 4 認定更新は、認定有効期間満了日の1年前から申請できるものとし、申請手続き期間は、満了日前年の12月1日から満了年1月末日とする。

(認定の取り消し要件)

第7条 認定を取り消す要件は、次に掲げるものとする。

- 2 認定の更新をしなかったとき。
- 3 会員でなくなったとき。
- 4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の業務停止および免許の取り消し処分を受けたとき。
- 5 本協会の名誉を著しく傷つけたとき。

(要綱細則の改定)

第8条 本要綱細則の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところによる。

(附則)

本要綱細則は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。

本要綱細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。